

別記(一)

被解雇者

(九月二日付)

氏名

勤続手数

解雇手当

清水六三郎

五年

二六〇七八

小林修三

六

四六五〇

鈴木千五郎

八

三九〇二七

大橋義雄

四二

一七九二〇

風間美作

三五

一三四八〇

黒須武雄

六三

三〇〇八〇

山崎文藏

七〇

三二五四一

金完泰

七一

三四〇八七

以上

別記(二)

梅屋三女合より提出の要請書、件は就ては既に御承知の通り社長より二日午前十時
同着浦に提出し、就ては翌三日より平日通出勤の上、作業相成ることと被解雇者
下の注意を煩し申上。 近景

昭和四年九月二日

大江印刷株式会社

別記

別記(三)

戦て生活不安をケトバセ!

大江印刷の兄弟諸君、ドンコウが大に印刷会社は今の状態を立たない理由を付
て厚紙にもオツセ下部の若菜表にクビを宣告した。か勿論後述は録音絶対及討
万一解雇する場合日解雇手当三ヶ月分を切せと要求してガ二張り発行してある。若菜
の合理化や緊縮政策等を至る如く先着者の洪水だ。既に東京支下し三十万人の失業
者のうちその中へ投げるおそれ何日になつたら仕事にありつけぬのだ。トも不協定
社に後か七日半の月くさ金で二年に及ぶと違ひおそろとしてあるのだ。其外で諸
君は後かよく見なれぬならぬ。は会社社のインキを要する事とを要求して早急
見よ! 彼本日昨を自ら解雇手当は一年勤続毎に十五日を短縮することとを要求して早急
らその社則を自らつミニニ社知らすである。元来日要するに首切り金を引き下げ
どうとする彼等の腹胆から出たものに外ならぬ。大江の兄弟諸君、オトナ
こしくして不正不義にフミニ分をレリより公衆のためと強いて彼等の解雇手当住下り
を妨げやせよ! 後業員大会の決議を執行しろ!

全山印刷組合自由聯合会 東京印刷工組合
全山印刷工組合 聯合会